

美浜地域の緊急時対応について

1. 緊急時対応とは

- 原子力災害に関し、地方自治体の地域防災計画・避難計画および国の緊急時における対応をとりまとめたもの。

(1) 取りまとめ主体

福井エリア地域原子力防災協議会

<構成員> 国 (内閣府を始め関係府省庁)、関係県 (福井県、滋賀県、岐阜県)

<オブザーバー> 長浜市・高島市を始め関係市町、関西広域連合 等

(2) 策定状況

- 高浜地域の緊急時対応：平成 27 年 12 月 16 日
- 大飯地域の緊急時対応：平成 29 年 10 月 25 日
- 美浜地域の緊急時対応：令和 3 年 1 月 5 日
- 敦賀地域の緊急時対応：策定に向けて調整中

2. 美浜地域の原子力災害対策重点区域

- 美浜地域の原子力災害対策重点区域については、美浜発電所から半径概ね 5 km 圏を PAZ (予防的防護措置を準備する区域) とし、半径概ね 5 ~ 30 km 圏を UPZ (緊急防護措置を準備する区域) としている。

※本県は独自のシミュレーションに基づき、国と協議の上、一部 30 km を越えて UPZ が認められている (最大 42 km)。

- ・ PAZ (予防的防護措置を準備する区域) Precautionary Action Zone
 ⇒急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出する前の段階から予防的に避難等を実施する区域 **※本県は対象地域なし**
- ・ UPZ (緊急防護措置を準備する区域) Urgent Protective Action Planning Zone
 ⇒事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や一時移転等を準備する区域
※本県対象地域・・長浜市、高島市の一部 (対象人口：2 市合計 50,974 人)

3. 原子力災害対策重点区域の防護措置

- 原子力災害では、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を 3 つに区分。
- UPZ 内では、施設敷地緊急事態において、屋内退避の準備、全面緊急事態において、屋内退避を実施、さらに放射性物質が放出され、基準を超過する空間放射線量率が計測された場合、一時移転等を実施。

	警戒事態 (AL) (例) 全交流電源喪失	施設敷地緊急事態 (SE) (例) 全交流電源喪失が 30 分以上継続	全面緊急事態 (GE) (例) 炉心冷却機能喪失
UPZ 内 対応		・ 屋内退避の準備	・ 屋内退避 → 状況に応じて一時移転等